

条 例 議 案 の 概 要

—令和8年3月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 67 号 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 67 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の税率等を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 従来の「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」の国民健康保険税に加え、「子ども・子育て支援納付金分」を新たに設ける。

(2) 税率等を次のとおり定める。

所得割	令和7年中の総所得金額から所得のある人ごとに基礎控除（43万円）を差し引いた額の0.38%
均等割	加入者一人あたり1,500円
18歳以上均等割	加入者一人あたり70円
平等割	加入一世帯あたり900円

(3) 現行制度と同様に、低所得者に対する7割・5割・2割軽減などの法定軽減措置や、未就学児の均等割の減額及び出産被保険者の所得割、均等割の減額を適用する。

その他、法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>
<p>改正 略 令和8年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第137条まで 略</p>	<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第137条まで 略</p>
<p>(国民健康保険税の納税義務者等)</p>	<p>(国民健康保険税の納税義務者等)</p>
<p>第138条 国民健康保険税(以下「保険税」という。)は、国民健康保険費特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。</p>	<p>第138条 国民健康保険税(以下「保険税」という。)は、国民健康保険費特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。</p>
<p>(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用を含む。以下同じ。)</p>	<p>(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を含む。以下同じ。)</p>
<p>(2) 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</p>	<p>(2) 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</p>
<p>(3) その他国民健康保険事業に要する費用</p>	<p>(3) その他国民健康保険事業に要する費用</p>
<p>2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつてその世帯内に被保険者がある場合においては、当該世帯主を前項の被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。</p>	<p>2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつてその世帯内に被保険者がある場合においては、当該世帯主を前項の被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。</p>
<p>(保険税の課税額)</p>	<p>(保険税の課税額)</p>
<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>	<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>
<p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び</p>	<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び</p>

改正後	改正前
<p>世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>
<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p>	<p>第140条及び第141条 略 （保険税の税率）</p>
<p>第140条及び第141条 略 （保険税の税率）</p>	<p>第140条及び第141条 略 （保険税の税率）</p>
<p>第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p>	<p>第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号イ、次項及び第4項並びに第147条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号ウ、次項及び第4項並びに第147条第1項において同じ。）以外の世帯 1世帯について 2万3,900円 イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円</p>	<p>(1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号イ、次項及び 第147条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号ウ、次項及び 第147条第1項において同じ。）以外の世帯 1世帯について 2万3,900円 イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円</p>
<p>2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p>	<p>2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円 イ 特定世帯 1世帯について 3,550円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円</p>	<p>(1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円 イ 特定世帯 1世帯について 3,550円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円</p>
<p>3 第139条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p>	<p>3 第139条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の2.5 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,400円 (3) 世帯別平等割 1世帯について6,700円</p>	<p>(1) 所得割 100分の2.5 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,400円 (3) 世帯別平等割 1世帯について6,700円</p>
<p>4 第139条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 所得割 100分の0.38</p>	
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について1,500円</p>	
<p>(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について70円</p>	
<p>(4) 世帯別平等割</p>	
<p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について900円</p>	
<p>イ 特定世帯 1世帯について450円</p>	
<p>ウ 特定継続世帯 1世帯について675円</p>	
<p>第143条から第146条の10まで 略 （保険税の減額）</p>	<p>第143条から第146条の10まで 略 （保険税の減額）</p>
<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。</p>	<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所</p>

改正後	改正前
<p>得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p>
<p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,050円</p>	
<p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について630円 (イ) 特定世帯 1世帯について315円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について473円</p>	
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p>
<p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について750円</p>	
<p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について450円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について225円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について338円</p>	
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,240円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,240円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p>
<p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について300円</p>	
<p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について180円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について90円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について135円</p>	
<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該未就学児につき算定したもの(前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該未就学児につき算定したもの(前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正後	改正前
<p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1 万1,000円</p>	<p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1 万1,000円</p>
<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>	<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>
<p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 225円</p> <p>イ 前項第2号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 375円</p> <p>ウ 前項第3号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 600円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 750円</p>	
<p>3 保険税の納税義務者の世帯に出生被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 出生被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の出生の予定日の属する月（以下この号において「出生予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出生予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 出生被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、そ</p>	<p>3 保険税の納税義務者の世帯に出生被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 出生被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の出生の予定日の属する月（以下この号において「出生予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出生予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 出生被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、そ</p>

改正後	改正前
<p>の減額後のもの)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>の減額後のもの)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第140条及び第142条第4項第1号の規定により算定した子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	
<p>(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第4項第2号の規定により算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号キ、第2号キ又は第3号キに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	
<p>第147条の2から第150条まで 略 附 則 略</p>	<p>第147条の2から第150条まで 略 附 則 略</p>
<p>附 則 (令和8年条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	